

請 書（案）

支出負担行為担当官

広島国税局総務部次長 殿

下記条項によりお請けします。

記

- 1 令和 7 年分土地評価精通者業務について、別に定める「土地評価精通者業務仕様書」（報酬については本請書 2 のとおり。）に基づき履行する。
- 2 この契約の報酬は、標準地 1 地点当たりの単価によるものとし、消費税額及び地方消費税額を含む単価は、次のとおりとする。

| 依頼区分                        | 1 地点当たりの単価 |          |
|-----------------------------|------------|----------|
|                             | 不動産鑑定士     | 不動産鑑定士以外 |
| 精通者意見価格等（宅地）一般の宅地           | 1, 450 円   | 1, 150 円 |
| 精通者意見価格等（宅地）大規模工場用地、ゴルフ場用地等 | 5, 600 円   | 5, 100 円 |
| 精通者意見価格等（農地、山林）             | 1, 450 円   | 1, 150 円 |
| 地価公示標準地等の借地権割合（価格）の評定根拠     | 3, 300 円   |          |
| 最高標準宅地についての精通者意見価格の評定理由     | 3, 300 円   | 3, 300 円 |
| その他、別途指示のあった事項              | 上記に含む      | 上記に含む    |

- 3 この請書によって生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し又は承継させない。
- 4 業務の遂行上知り得た事項は、これを他に漏らし又は他の目的に使用しない。
- 5 契約履行までの一切の費用は請者の負担とする。
- 6 請者がこの条件に違反したときは、解約又は損害賠償等の責めを受けても異議を申し立てないものとする。
- 7 報酬の支払期限は、広島国税局が適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内とする。

令和 6 年〇月〇日

住 所

氏 名

又 は

法 人 名

代表者氏名